

閲覧用

第6次 瑞穂町行政改革大綱 (案)

協働とデジタル化による“行政経営改革”の実現へ

令和3年3月

瑞 穂 町

1	第6次瑞穂町行政改革大綱の策定背景について.....	1
	(1) 行政改革の意義.....	1
	(2) 社会的背景.....	1
	(3) 瑞穂町の状況.....	2
	(4) 行政改革のこれまでの成果.....	2
	(5) 第5次行政改革大綱の総括について.....	4
2	行政改革の進め方.....	5
	(1) 基本的な考え方.....	5
	(2) 期間.....	5
	(3) 具体的な推進方法.....	6
3	第6次行政改革大綱の基本理念について.....	6
	基本理念1 協働の推進、自立したまちづくり.....	6
	基本理念2 行政評価システムの効果的運用と機能的な組織・人事管理.....	7
	基本理念3 効率的・効果的な行政運営の追求と持続可能な財政基盤の形成.....	8
4	用語の解説.....	11

1 第6次瑞穂町行政改革大綱の策定背景について

(1) 行政改革の意義

町では、昭和61年から5次に亘り、行政改革大綱を策定し、行政課題の解決に向けての取り組みを行ってきた。国及び地方公共団体の分担すべき役割を明確化することで、簡素で効率的な行政システムの構築と、行政運営における透明性の向上を図り、質の高い住民サービスを提供する必要がある。町が今後、行政改革を推進するにあたり、「第5次瑞穂町長期総合計画」と整合させ、行政改革による行政運営のあり方を踏まえ、新たな課題に積極的に取り組む必要がある。

(2) 社会的背景

バブル経済崩壊後の日本経済は低成長を続け、平成3年度から平成23年度は実質GDP*成長率平均0.8%と停滞するとともに、リーマンショックを契機とする世界経済の減速等もあり、円高とデフレの悪循環が続いた。また、欧州債務危機や東日本大震災など経済悪化を招く様々な事態が起こり、経済は停滞感が増し、国内経済及び生活に大きな影響を及ぼした。その後、平成24年秋以降の大胆な金融政策、民間投資を喚起する成長戦略や「量的・質的金融緩和」の導入により株価上昇や過度な円高の是正等もあり、実質GDP成長率が上昇に転じ、企業の内部留保が急増した。平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による消費の落ち込みにより2度先送りされたものの、平成30年10月から消費税10%が実施された。軽減税率制度の導入による国民への負担軽減や、令和2年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う広い経済効果の期待はあったが、新型コロナウイルスの感染拡大により東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となると同時に、全世界的に経済活動が停滞する事態を引き起こした。その影響は平成20年のリーマンショック以上となる見込みで、国内では雇用・所得環境の改善は非常に厳しい見通しとなっている。

一方、日本の総人口は平成19年をピークに減少に転じ、長期的な人口減少が見込まれている。国は、急速な少子高齢化の進展を踏まえ、人口の減少に歯止めをかけるため「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン*」（平成26年12月2日閣議決定）を策定するとともに、中長期展望として、令和42年（2060年）に1億人程度の人口を確保し、地域社会の形成、地域社会を担う多様な人材の確保に取り組むこととしている。

（３）瑞穂町の状況

町の人口は、平成19年度末に約34,500人と増加に転じたものの、平成20年から平成23年までは減少傾向となった。平成24年からも微減傾向が続いているものの33,000人前後を維持している。今後、自然減少が想定される一方で、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸や子育て支援策の充実、土地区画整理事業等の都市基盤整備事業による人口の増加が期待されている。

平成31年1月1日現在の多摩地域の市町村における年齢層別の人口比率を比較すると、老年人口（65歳以上）は30市町村の年齢層別平均を上回っている。年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）は平均を若干下回っている。

町の平成30年度決算における財政健全状況を示す指標である、経常収支比率※（財政の弾力性を示す）は90.2%であり、引き続き自治体経営が厳しい状況であること示している。公債費負担比率は5.0%で、新庁舎建設に伴う新規公債の発行はあったものの、多摩地域の市町村で3番目に低い数値を実現している。平成22年度から平成26年度までの5年間は、普通交付税※算定方法の変更に伴い交付団体となっていたが、平成27年度～令和2年度において、平成30年度以外は不交付団体となっている。

（４）行政改革のこれまでの成果

町における行政改革の推進については、昭和61年1月に第1次大綱を、平成9年4月に第2次大綱を、平成17年10月に第3次大綱を、平成23年4月には第4次大綱を策定し、数々の行政課題の解決に向けての取り組みを行ってきた。

第1次大綱は、行財政活動の健全性の維持と効率化を求めたものであり、その推進過程でバブル経済の膨張と崩壊の極端な時期を経験した。現在に至るまで健全な行財政を保ち続けていることは、この第1次大綱の大きな成果を示しているといえる。

続く第2次大綱は、地方分権の時期にあたり行政と住民の協働※を意識した施策が多く含まれるものとなった。この第2次大綱を具体的に推進するにあたっては、平成9年10月に実施細目Ⅰを、平成10年12月に実施細目Ⅱを策定し、計画的な推進を図ってきた。

さらに平成14年6月には、社会経済情勢の変化に機敏に対応する体制を維持しながら、住民生活の基盤である安定した地域社会を計画的に整えるため、実施細目

Ⅲを策定した。

平成17年10月には、住民と行政との協働により、最も身近な行政府を構築し、自立都市を形成することを基本的なテーマとし、第3次大綱を策定した。平成18年3月には実施細目を、平成20年10月には実施細目Ⅱをそれぞれ策定した。

平成23年4月には、第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念である「自立と協働」を目指して、協働のまちづくりを基本とし、第4次大綱とその推進にあたっての具体的な取組項目を示した実施細目を策定した。平成26年4月には、社会情勢、国や東京都の政策・制度等により変更が生じ、実態にそぐわなくなった項目に修正を加えるとともに、協働の指標を新たに加えた実施細目Ⅱを策定した。

平成28年4月には、第4次大綱で掲げた協働の理念は継承しつつ、新しい行政課題に対応できるようにプロジェクトチーム・ワーキンググループの活用やワーク・ライフ・バランス*の推進、ICT*化の更なる推進、多様な任用形態の推進を盛り込んだ第5次大綱と実施細目を策定した。

第5次大綱における具体的な成果については、次のとおりである。

第4次大綱から続く自立と協働の視点では、平成30年度に協働のさらなる推進のための瑞穂町協働事業ガイドライン*を策定した。協働の理念を広く住民に周知するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会と瑞穂町協働フォーラムを開催し、さまざまな協働事例を紹介し、協働の理念や仕組みを発信した。さらに、町内外を問わず多くの方が集まる瑞穂のつるし飾りの製作を主に担っているボランティアグループが、東京都女性活躍推進大賞を受賞し、翌年には都・町協働で、東京ウイメンズプラザで女性が輝く地域づくりフォーラムを開催した。令和2年に完成した新庁舎では官民協働による設備の導入を行い、民間事業者の広告出稿費により住民課に番号交付機を導入し、庁舎1階エントランスの総合案内に町内マップを設置した。町からの補助金交付団体に対しては、自主財源を確保し、自立した活動を行えるように「補助金自己診断シート」の作成を求めた。シートの内容を基に補助金の交付申請書及び実績報告書の内容について、補助金の適正性について審査を行った。さらに、殿ヶ谷土地区画整理組合では保留地処分方法を工夫し、自主財源の確保に努めるなど自立した事業推進を行えるように働きかけている。

プロジェクトチーム・ワーキンググループの活用では、2020年（令和2年）に瑞穂町町制施行80周年記念事業及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する事業等について検討し、80周年記念事業等を円滑に実施す

るため、MIZUHO 2020プロジェクトチームを編成し、部署を横断する様々な課題に集中して取り組み、成果を得た。

多様な任用形態の推進では、定年退職者の再任用を積極的に行い、豊富な経験を持つ職員を9名採用し、令和元年度には自然分野の専門的な知識経験を有する職員を一般任期付職員として採用した。

他市町村との共同処理事務事業の推進では、平成23年度から住民記録や税情報などにおける基幹系情報システムの共同化について、西多摩郡4町村で共同電算を開始した。第5次大綱期間中に福祉系情報システムの共同化についても検討を行い、令和3年10月から福祉系情報システムを加えて共同電算化する方針が決定した。

社会保障・税番号制度では、マイナンバーを活用した情報連携により、子ども・子育て関係の手続きの際に提出する書類の削減が実現し、住民の利便性が向上した。

（5）第5次行政改革大綱の総括について

町では、大綱の策定とともに、具体的な取組を明示した実施細目を策定・公表し、その内容を確実に推進してきた。毎年度、各課が取り組んだ改革の進捗状況を住民等から構成される「行政評価委員会 行政改革推進分科会」に報告し、行政の透明性確保と協働に必要な情報提供を行った。

第5次行政改革大綱実施細目の進捗状況については、令和元年度末時点では次のとおりである。

1 令和元年度の取組の概況

（1）令和2年度までの計画期間のうち令和元年度の進捗状況

5	目標を達成	0項目
4	着手しているが引き続き進めることが必要	56項目
3	事業等に具体的に着手、事業方針（手法）を決定	0項目
2	具体化に向けて内容を検討	1項目
1	未検討	0項目
合計		57項目

【行政改革推進分科会からの意見】

- ・町は外部の指定管理委託にとどまらず、施設の管理業務が雇用促進に通じる第三セクターあるいは公益団体、NPOなどの設立に自ら取り組むべきである。

(2) 令和元年度（単年度）の目標に対する効果（成果）

A	目標を達成	0項目
B	着手しているが引き続き進めることが必要	51項目
C	事業等に具体的に着手、事業方針（手法）を決定	5項目
D	具体化に向けて内容を検討	1項目
E	未検討	0項目
合計		57項目

【行政改革推進分科会からの意見】

・総合評価方式による入札制度は、高品質なサービスや適正な業者を選定できるなど得るものが多いと考える。今後一層の勉強と工夫を願う。

(3) 歳入効果額と削減効果額

平成28年度から令和元年度までの金額で表せる効果は、次のように集計された。他にも金額では表れない効果も把握している。

歳入効果額	10億7,051万円 (国や都からの補助金収入、未利用普通財産の売却収入等の合計額)
削減効果額	4,192万円 (契約形態の変更や事務処理の改善による支出の削減、助成金の削減等による支出の減少額)
合計効果額	11億1,243万円 (期間中の年間平均効果額 約2億7810万円)

2 行政改革の進め方

(1) 基本的な考え方

第6次行政改革大綱（以下「第6次大綱」）の基本的テーマは、『協働とデジタル化による“行政経営改革”の実現へ』と設定し、改革を進める。

(2) 期間

第6次大綱の目標年次は、第5次瑞穂町長期総合計画の中間年度である、令和7

年度末に設定する。

(3) 具体的な推進方法

行政改革大綱に基づいた、わかりやすく、具体的な取組を明示した実施細目を策定・公表し、その内容を確実に推進する。また、進捗状況を住民等から構成される「行政評価委員会 行政改革推進分科会」に定期的に報告し、透明性の確保と協働に必要な情報の提供に努める。

実施細目の進捗状況によっては、取組項目の見直し、追加等を行う。

3 第6次行政改革大綱の基本理念について

基本理念1 協働の推進、自立したまちづくり

町では、第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念である「自立と協働」のまちを実現するため、第5次大綱期間中も、各審議会・委員会等の委員公募を行い、町政への住民参加の場を提供してきた。平成30年には瑞穂町協働事業ガイドラインを制定し、多くの協働事業を実施することで、住民や団体との協働施策を展開してきた。

民間活力も積極的に活用し、第5次大綱の期間中に指定管理委託の契約期間を更新した公共施設も多くあったが、指定管理者制度^{*}による管理運営を継続した。民間活力を積極的に活用し、官民の役割分担を明確にすることで、住民サービスの維持・向上に努めた。

引き続き、不断の行政改革を推進し、住民や企業、各種活動団体、ボランティアなどの多様な担い手と行政が連携し、住民の声を反映したまちづくりや行政課題の解決に取り組むため、協働施策をより一層展開する必要がある。

①住民の声を反映する機会と情報発信力の強化

地域の実情を把握し、様々な個人や地域が抱えている課題を身近に捉えている住民の声をより多く町政に反映させる広聴機能の拡充を図り、多様な情報発信手法を組み合わせるなどの創意工夫により、住民が知りたい情報を必要な時に入手できるように行政情報の発信力を強化する必要がある。

- ・住民からの多くの意見を募り、誰もが行政運営に参加・参画できる機会を提供することで、住民の声を町政に反映する。

- ・住民にとってわかりやすい形で行政情報を提供し、町政の透明性を確保するとともに、公式キャラクターを活用した広報活動など、多様で積極的な情報発信を行うことで住民の関心と理解を高め、行政に対する住民満足度を向上させる。

②協働施策の展開

「瑞穂町協働宣言※」と瑞穂町協働事業ガイドラインを踏まえ、住民などと連携しながら協働施策を展開する必要がある。

- ・瑞穂町協働事業ガイドラインに基づき、住民や地域などが抱える問題や課題を解決するため協働施策を展開する。

③民間活力の活用

厳しさを増す財政状況の中で、更新時期を迎える多数の公共施設などの持続可能な管理・運営を行なうため、民間活力を活用して住民サービスの質の維持・向上と財政負担の軽減を図る必要がある。

- ・既存・新規問わず、公共施設の効率的・効果的な運営を実現するため、民間活力の導入について研究・検討を行う。

基本理念 2 行政評価システムの効果的運用と機能的な組織・人事管理

行政評価システム※によって個別の事業を評価・検証し、住民等から構成される行政評価委員による外部評価を受けることにより、定期的に事務事業の見直し・改善を進めてきた。

組織・人事管理については、MIZUHO 2020プロジェクトチームを編成し、事業実施に活用したことをはじめ、柔軟で機能的な組織づくりに取り組む一方で、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、課長・係長職のみならず、職員一人ひとりの意識啓発を目的に主任・主事を対象とした集合研修も実施した。

今後、ますます行政課題が多様化し、複雑化していく状況において、事務事業の

P D C Aサイクルを確立し、住民のニーズに応え続けていくためには絶えず改善・見直しに取り組むことが必要である。さらに、限られた人数・財源で新たに発生する行政課題に即応できるように、柔軟で機能的な組織体制の整備と、自らイノベーション^{*}を起こせる人材の育成に努めることも必要である。

① P D C Aサイクルに則った行政運営

第5次瑞穂町長期総合計画で掲げた施策の進捗状況を適切に管理するため、実施計画及び事務事業評価シートの運用を見直し、事務事業の執行に反映する必要がある。

- ・ 事業の成果を検証し、事業内容の改善に役立てるために、適正な事務事業評価を推進するとともに、外部委員による事務事業評価も継続し、行政の説明責任を果たす。

② 行政経営改革に対応できる機能的な組織の整備

住民ニーズの多様化や社会潮流の変化、加速する少子高齢化、複雑かつ高度化する行政課題に迅速に対応し、住民サービスの質を維持し続けるため、機能的かつ戦略的な組織づくりや人材の育成を推進する必要がある。

- ・ 新たに発生する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、業務を効率的・効果的に進められる組織づくりを推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の形成を図る。

- ・ 常に業務改善に取り組める人材を育成できるように、研修内容の充実を図る。

- ・ 住民にとってさらに利便性が高く、さらなるワンストップサービスを提供できる体制を目指し、窓口業務の改善と研究を行う。

基本理念 3 効率的・効果的な行政運営の追求と持続可能な財政基盤の形成

町では、平成28年に西多摩郡4町村の共同電算第2期を開始し、同時に住民情報系のみならず介護保険に係るシステムについても共同化し、自治体クラウド^{*}の

更なる活用により費用削減に努めた。平成29年には町ホームページの更新を行い、同時に各課がページ内容の更新を行えるCMSを導入した。令和2年には文書管理システムの運用を開始し、全職員の決裁文書をデータ管理することで、過去の起案文書の検索性が飛躍的に高まり、職員の業務効率化を実現した。

令和2年に完了した新庁舎建設工事では、防衛省の防衛施設周辺防音事業補助金をはじめ、多くの特定財源を充当し、約6億4千万円近くの財源を獲得した。各課の事業でも国・都・民間の各種補助金を活用し、財政基盤を堅持するために特定財源の確保を行った。

施設の整備・運用では、国の「インフラ長寿命化計画」に基づき、平成28年度に「瑞穂町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和2年度までに一部の個別施設についても長寿命化計画等を策定した。平成29年度より運用を開始した公会計制度^{*}に基づいて資産台帳が整備されたことと合わせて、今後、更新時期を迎える多くの公共施設等について、事業費を平準化し、持続可能な公共施設マネジメントを実施できる体制づくりを進めている。

住民の行政手続きの利便性を向上し、住民サービスの質の維持・向上を実現するとともに、職員の業務効率化を実現し、効率的・効果的な行政運営を推進するためには、ICTやAI^{*}・RPA^{*}といった先端技術を活用した手法の導入が必要不可欠となっている。国が策定した自治体DX^{*}（デジタルトランスフォーメーション）推進計画に基づき、Society 5.0^{*}時代に対応できるスマート自治体^{*}として発展を遂げるため、町のDXを推進するとともに、多様な財源確保策を研究・検討し、持続可能な自治体経営に欠かせない財政基盤を形成するため、様々な“行政経営改革”に取り組む必要がある。

①イノベーションによる行政手続きの利便性向上

Society 5.0時代に対応したスマート自治体への転換を進め、ICTやAI・RPAによる先端技術を活用することで、誰もが行政手続きを容易に行えるデジタル環境を構築するとともに、職員の事務作業の効率化も実現する必要がある。

・町のDXを推進し、住民の利便性向上と事務業務の効率化を実現するため、ICTやAI・RPAを活用した行政手続き手法のさらなる利便性向上に向けて検討を行う。

- ・マイナンバーの活用とマイナンバーカードの普及促進を図るため、さまざまな手法の導入を研究・検討する。

②効率的・効果的な行政運営

人員や財源の不足に対応し、新たな住民ニーズに応え続けていくために、多様な手法による効率化を図るとともに、定期的に施策や事業の見直しを行い、世界的な指標であるSDGs^{*}の視点も取り入れた効率的・効果的な行政運営を追求する必要がある。

- ・行政運営を効率的・効果的に進めるため、広域行政や共同処理事務の検討、公共施設等の整備・運用及び事務事業のありかたを見直し、適切な財源と人員の配分を行う。

③安定した財源の確保

人口減少による財源の縮小や、公共施設の更新・整備に対応するため、国・都の補助金確保をはじめとした歳入の多角化・安定化に取り組む必要がある。

- ・補助金だけでなく多様な手段による税外収入の確保を研究・検討するとともに、時代の変化に対応した現金以外の収納方法導入も検討し、持続可能な財政基盤の形成を図る。

4 用語の解説

1 ページ

【GDP】

Gross Domestic Product（グロス・ドメスティック・プロダクト）の略。国内総生産。国内で新しく生産された商品やサービスの付加価値の総計

【まち・ひと・しごと創生長期ビジョン】

国が策定した、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことで、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを定めた計画

2 ページ

【経常収支比率】

毎年の経常的な収入に対し、財政構造の弾力性を判断する比率として用いられ、人件費や公債費など決まった支出に占める割合。財政構造の弾力性を判断する比率として用いられ、この比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表す。

【交付税】

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、国税の所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合から交付される。地方交付税には、普通交付税と特別交付税がある。

3 ページ

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる時間を選択でき双方の調和を実現する。

【ICT】

Information & Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報や通信に関する技術の総称

【瑞穂町協働事業ガイドライン】

協働の指針や手法を示したガイドライン。新たに協働事業に取り組む際のマニュアルとなっていて、事業の進め方などが記載されている。

4 ページ

【一般任期付職員】

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる制度

6 ページ

【指定管理者制度】

公の施設の管理に民間活力を活用しながら、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とされた制度

7 ページ

【瑞穂町協働宣言】

町に関わる多くの人々が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとするもの

【行政評価システム】

P D C A サイクルを定着させるために、行政活動の無駄をなくすことや行政の説明責任を果たす事を目的とし、各事務事業、施策に対する評価を行おうとする仕組みのこと

8 ページ

【イノベーション】

技術革新を意味する単語。転じて、新しい技術や考え方を使った革新的な取り組み全般を指す言葉として使われる。

【ワンストップサービス】

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスを、1カ所でまとめて提供すること

【自治体クラウド】

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにすること。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図る取組

9 ページ

【CMS】

Contents Managemant System（コンテンツ・マネジメント・システム）の略。管理画面を通して記事や画像を登録・更新できるシステム

【公会計制度】

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記等の企業会計手法を導入しようとする制度

【A I】

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人工知能のこと

【R P A】

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。コンピューター上で処理している業務をロボットにより自動化すること。

【D X】

Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略。デジタル技術が人間の生活のあらゆる面に引き起こす変化全般を表す。自治体におけるD Xとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することを指す。

【Society 5.0】

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立できる、人間中心の新たな社会を表す言葉。目指すべき未来社会の姿として国が提唱している。

【スマート自治体】

AI（人工知能）などを活用し、自治体の事務処理の自動化や業務標準化を実現し、行政サービスなどを効率的に提供する自治体

10ページ

【SDGs】

Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略称。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール（目標）・169のターゲット（方向性）から構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

【税外収入】

租税及び公債発行収入金以外の収入のこと。ふるさと納税制度や命名権（ネーミングライツ）の販売・貸与等がある。

第6次 瑞穂町行政改革大綱

協働とデジタル化による“行政経営改革”の実現へ

令和3年3月

発行：瑞穂町

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

TEL042-557-0501(代) 042-557-7468(直)

企画・編集：企画部企画課